

平成22年10月16日

OLIS-日本大学文理学部
保険フォーラム

年金制度の現状と課題
～ 年金数理人(アクチュアリー)の取り組み ～

社団法人日本年金数理人会
会長 佐々木 政治

我が国の年金制度

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 我が国の年金制度の概要 | 3 |
| 2. 我が国の企業年金制度の概要 | 4 |
| 3. 我が国の年金制度を取巻く100年間 | 5 |
| 4. 老後を支える年金制度の3つの柱とその組合せ | 7 |
| 5. 新年金制度に関する検討会の基本構想 | 8 |

企業年金の課題

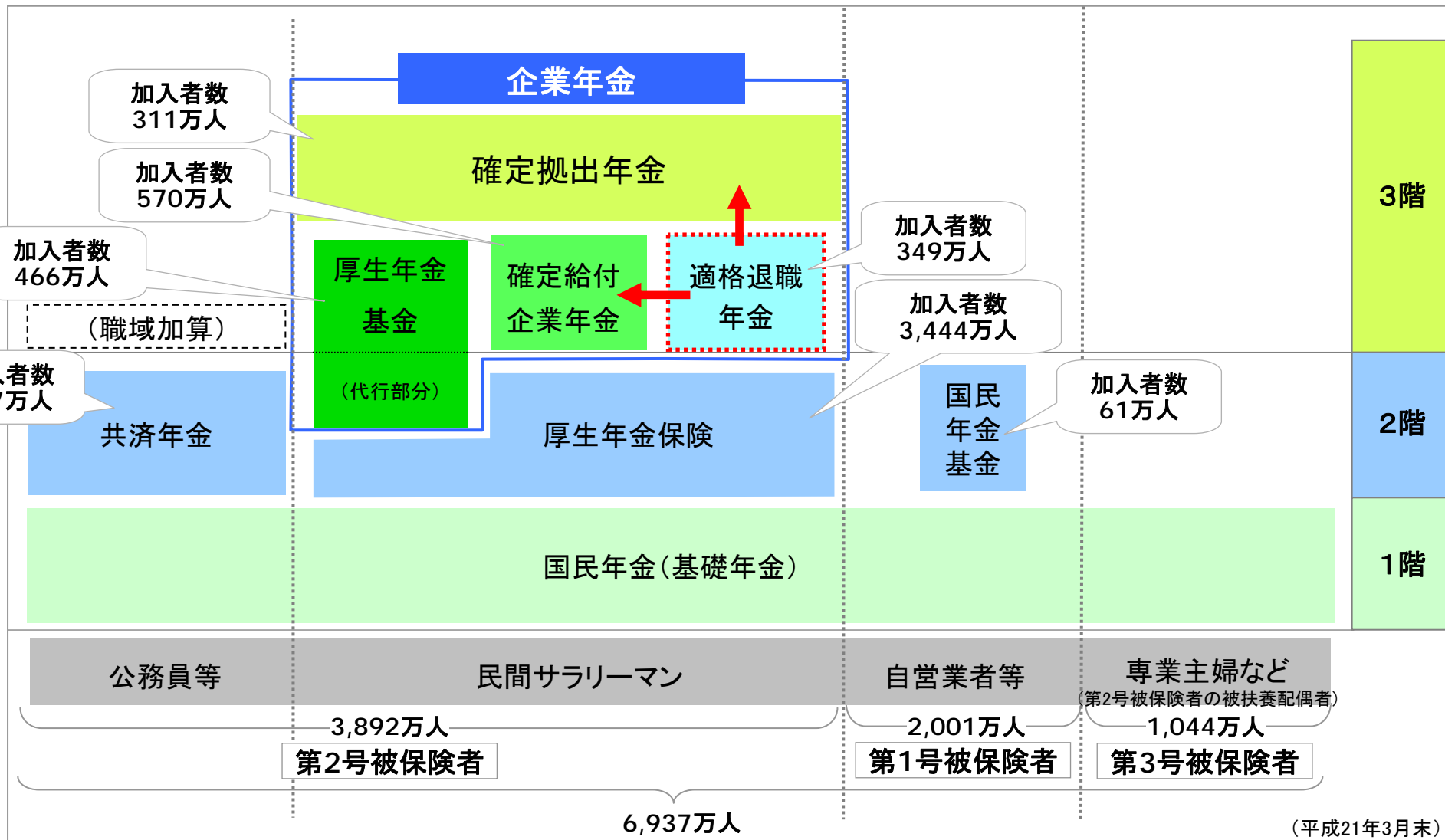
- | | |
|--------------------------|----|
| 6. GM(ゼネラル・モーターズ)の100年 | 10 |
| 7. 企業年金制度の課題 ～長期的安定性の確保～ | 12 |
| 8. 我が国の企業年金の沿革と今後の展開 | 13 |

年金数理人(アクチュアリー)の取り組み

- | | |
|--------------------------------|----|
| 9. 年金数理と年金数理人 | 15 |
| 10. 日本アクチュアリー会とIAA(国際アクチュアリー会) | 20 |
| 11. アクチュアリー(年金数理人)の今後の新たな活躍 | 22 |

我が国の年金制度

1. 我が国の年金制度の概要



【資料】 加入者数は企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』（平成21年12月）より

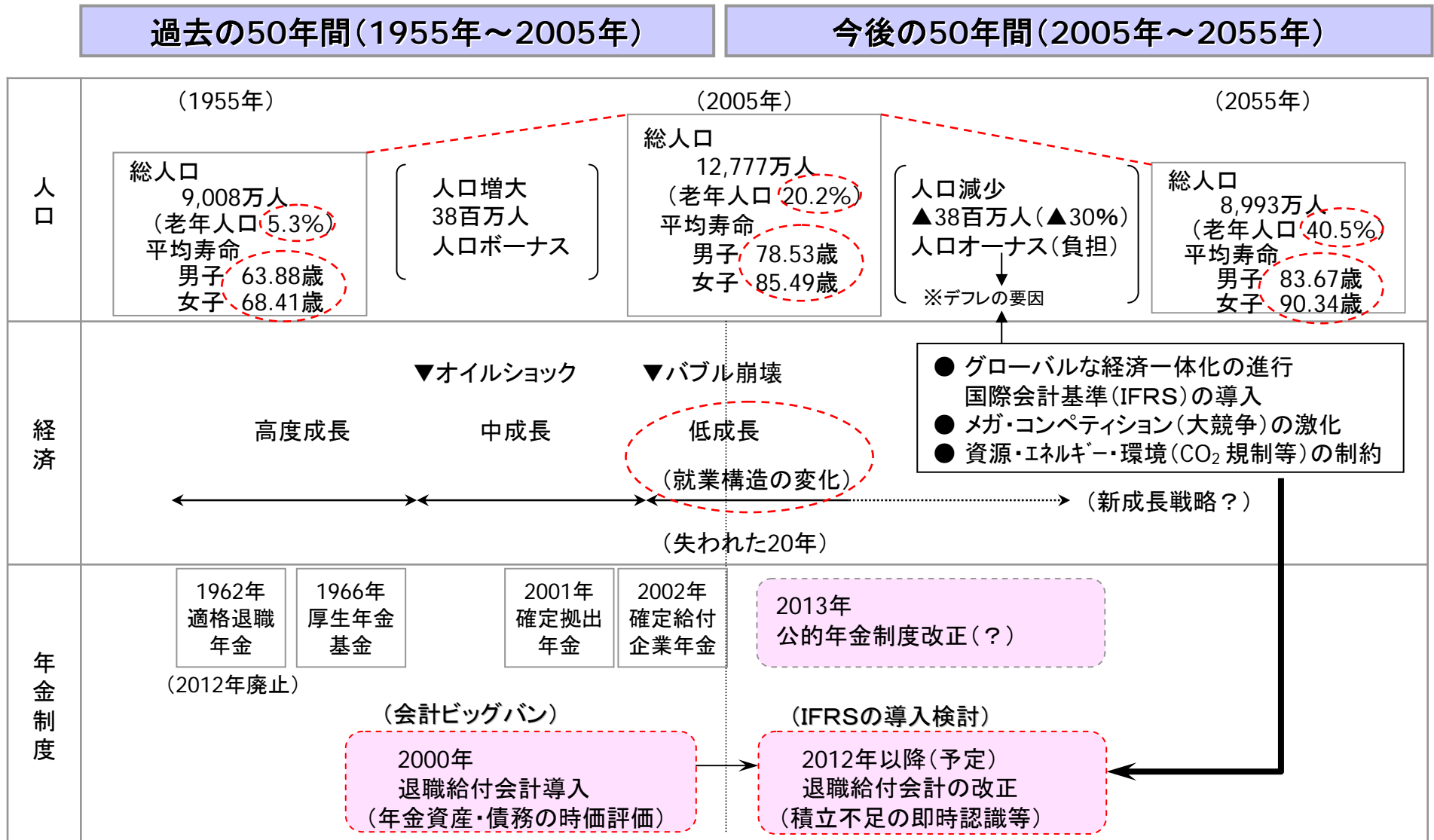
2. 我が国の企業年金制度の概要

給付体系	制度区分	沿革	現状の件数、加入者数、 資産残高 (2010年3月末)	今後の課題
確定給付型企业年金	適格退職年金	<ul style="list-style-type: none"> ・1962年4月実施 ・根拠法：法人税法 ・外部積立に税法上の優遇措置が手当てされたことから主に退職一時金の年金化として普及。 	17,184件 249万人 6兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年3月末廃止(廃止まで残り1.5年で50年の歴史を終える) ・これまでの減少件数は解約も多く、他制度への円滑な移行が課題
	厚生年金基金	<ul style="list-style-type: none"> ・1966年10月実施 ・根拠法：厚生年金保険法 ・厚生年金の一部を代行する仕組みに特徴。代行メリットの享受もあり、順調に拡大してきたが、バブル崩壊以降の財政悪化により、代行返上、解散が多数発生、件数はピーク時の約1/3に減少。 	608基金 460万人 29兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・厚年基金の約8割は、総合型基金。 ・近年の市場環境の悪化により、財政難の状況。健全かつ円滑な運営をどのように図るかが課題。
	確定給付企業年金	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年4月実施 ・根拠法：確定給付企業年金法 ・新たな確定給付型企业年金として財政規律、受給権保護の仕組みが手当てされている。 	7,405件 647万人 39兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付型企业年金の主力のひとつとしての役割が課題
確定拠出型企业年金	確定拠出年金	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年10月実施 ・根拠法：確定拠出年金法 ・運用実績により給付が決まる新しい制度として、確定給付型と並んで拡大が期待される。 	3,376件(2010年7月末) 358万人(2010年6月末) 約4兆円(2009年3月末)	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者のマッチング拠出、拠出限度額の引き上げ(税制要望) ・加入者に対する投資教育が引き続き重要

(注) 件数等について

- ・確定給付型企业年金は、生命保険協会、信託協会、全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託概況」
- ・確定拠出型企业年金は、厚生労働省「確定拠出年金の施行状況について」(資産残高は企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料(平成21年12月)」)

3. 我が国の年金制度を取巻く100年間 ～ステージの大変化～



(参考1) GDP、株式時価総額の世界全体に占めるシェア比較

(%)

	GDP			株式時価総額(MSCI)		
	日本	先進国	新興国	日本	先進国	新興国
2000年	17	82	18	12	95	5
2010年 (予)	8	63	37	9	87	13
2020年 (予)	6	51	49	7	81	19
2030年 (予)	4	41	59	5	69	31

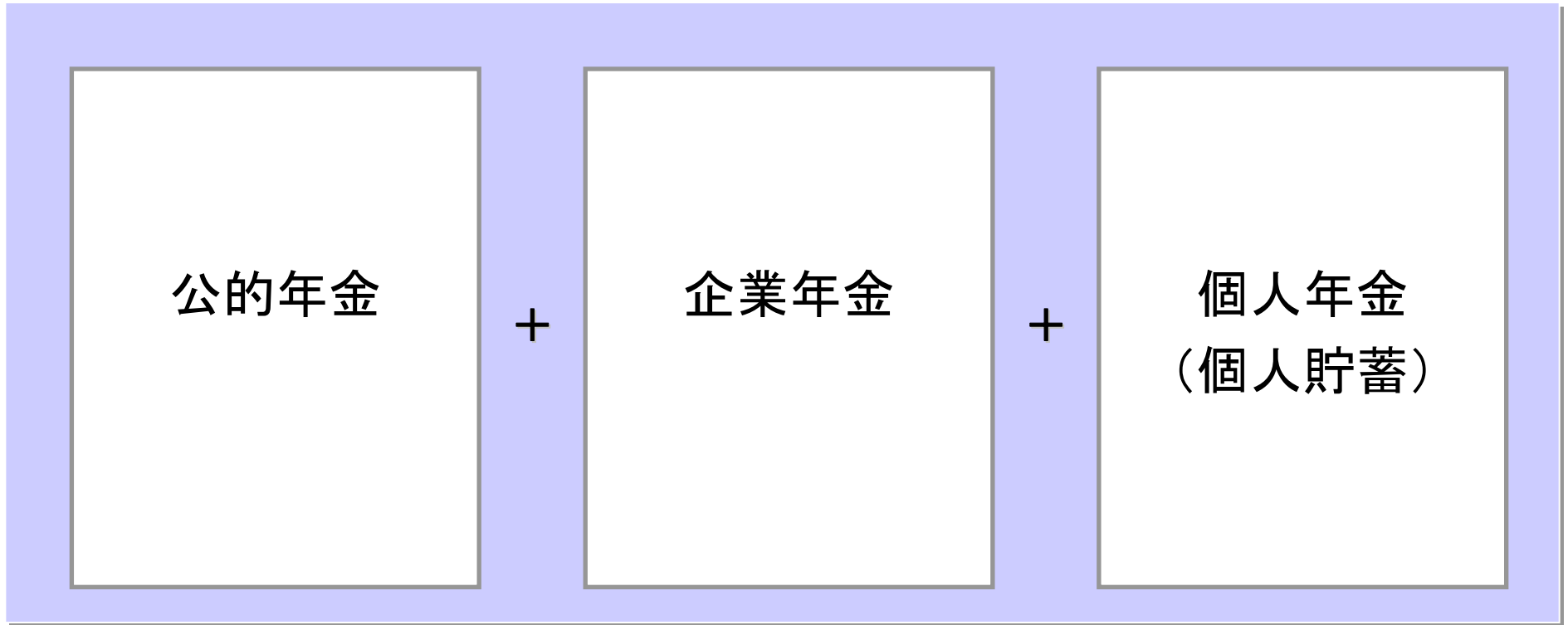
「出所」2010年～2030年の値は、ゴールドマン・サックス証券の予想(2010.9.8付レポート)

先進国・新興国は、ゴールドマン・サックス証券が選定した以下の26カ国。

先進国：米国、日本、ドイツ、フランス、英国、イタリア、カナダ、スペイン、オーストラリア、スイス、香港、シンガポール(12カ国)

新興国：中国、ブラジル、ロシア、インド、メキシコ、韓国、トルコ、インドネシア、台湾、南アフリカ、タイ、マレーシア、イスラエル、フィリピン(14カ国)

4. 老後を支える年金制度の3つの柱とその組合せ



- 適切な組合せによる老後生活の保障

5. (公的年金の)新年金制度に関する検討会の基本構想 ～7つの基本原則～

- (1) 年金一元化の原則
- (2) 最低保障の原則
- (3) 負担と給付の明確化の原則
- (4) 持続可能の原則
- (5) 「消えない年金」の原則
- (6) 未納・未加入ゼロの原則
- (7) 国民的議論の原則



ステージの
大変化への
対応

※ 政府の「新年金制度に関する検討会」(議長・菅直人首相)
「新たな年金制度の基本的な考え方について(中間まとめ)」(6月29日公表)

企業年金の課題

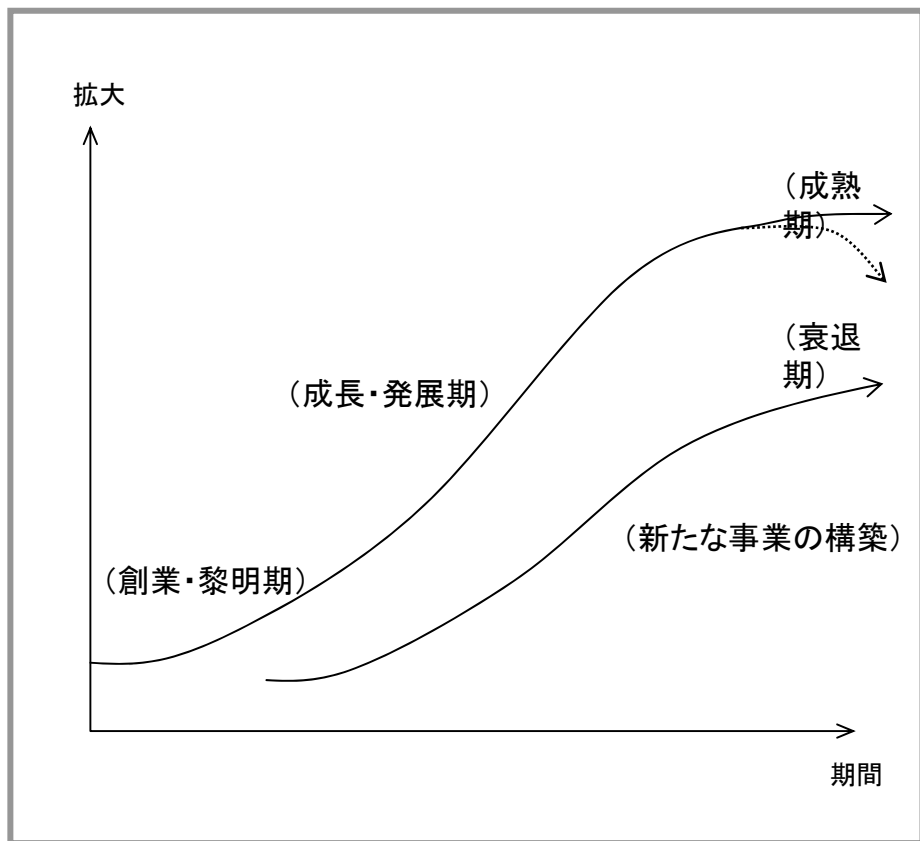
6. (企業年金のケース・スタディ) GM(ゼネラル・モーターズ)の100年 ～創業から破綻・再生まで～ (1)

区分		事業		年金制度
創業	1908年	●William Durant がBuickの持株会社として創立		
発展	第二次世界大戦	●「出世階段」という消費者のセグメント別戦略が奏功 ●同盟国と枢軸国の両方に兵器、車両、航空機を供給		
ピーク	1953年	●Charles Wilson会長がEisenhower 政権の国防長官に指名。上院公聴会で「国のためになることはGMのためにもなる。またその逆も言える。」と証言	1950年	●信託型年金制度導入 ●3～4年毎の団体交渉にて受給者分も含めて改定
成熟	1960～1980年代	●世界一の売り上げとシェアを維持するものの経営モデルの疲弊(品質の劣化)が始まる。	1973年	●30年でおさらば(30and out)早期引退給付の導入
衰退と破綻・再生	2001年	●欧州のリストラ計画開始(生産能力の25%を削減)	2003年	●起債による掛金拠出、社債金利と年金資産の期待収益の差が「錬金術(alchemy)」と批判される
	2006年	●GM、Delphi、UAWが人員削減加速で仮合意。		●年金制度(月給従業員)の凍結
	2009年	●連邦破産法の適用申請(Chapter 11) 破産裁判所が資産売却を承認。不要資産は旧GMに残り売却。 新GMは、少ないブランド、スリムな運営、頑健なバランスシートを持つとされる。	2009年	●SECによる年金資産の期待収益の過大見込み疑念、調査の結果、問題なしとされる
	2010年	●スピード再上場(IPO)の見込み		※年金基金(年金債務が1000億ドルを超える民間部門で世界最大の年金プラン)はそのまま新生GMに移転

「出所」Financial Times紙(電子版)等より抜粋、筆者まとめ

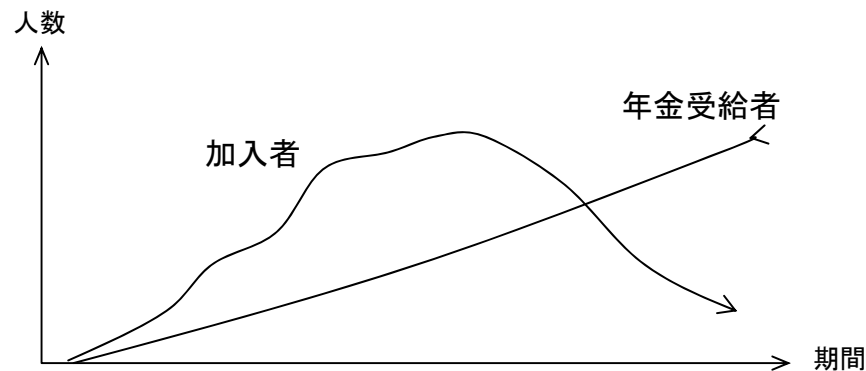
(GMの100年) 企業年金の特性 ~成熟化は遅れてやってくる~

(事業サイクルの一般的なイメージ)



(年金制度)

- 年金制度の成長のペースは事業の成長よりも遅い。中心的事業がピークを迎えても年金制度は成熟を続ける。中心的事業が下降に向かってても年金制度は成熟に向かう。
- 年金制度の変更は手続き等に長期間を要する場合が多い



※ 米国GMの現在の年金受給者は53万1,500人(受給待期者8万3,500人)、現役従業員は8万7,500人(2010.8.23付 英FT紙)

「出所」平成21年度年金数理人会実務研修会「ERMと年金」(杉田健)を参考に著者作成

7. 企業年金制度の課題 ～長期的安定性の確保～

☆ 企業年金制度は従業員に対する60～70年にわたる長期の約束であり、長期的安定性の確保は最重要事項
リスクを計量化するとともに阻害要因に対する対策の検討が必要

長期的安定性の主な阻害リスク

企業収益の変動リスク

+

(年金制度の運営リスク)

経済変動リスク

- 運用リスク
- 金利リスク
- インフレリスク

人口変動リスク

- 長寿化リスク(終身年金の場合)
- 成熟化(年金受給者累増)リスク



リスクの分担、排除・低減手段について

(給付設計と制度)

- ・給付体系・水準の見直し
- ・ハイブリッドプラン(CBプラン※等)の導入
※国債金利等に給付が連動する変動金利型年金制度
- ・DCプランの導入(運用リスクの従業員への移転)
- ・終身年金の見直し

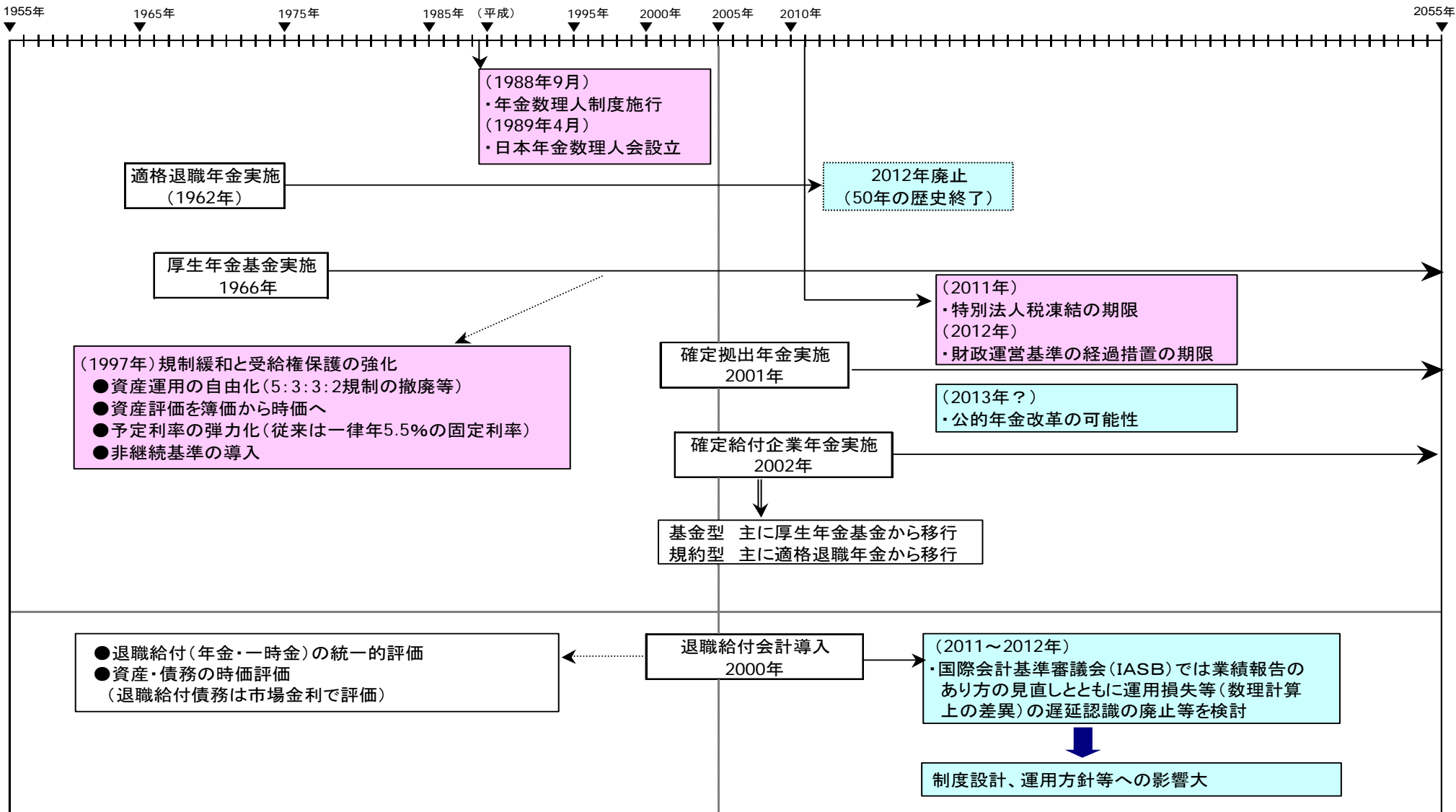
(財政面)

- ・年金ALM(LDI)の活用
- ・市場金利との整合的な予定利率によるフルファンディング

(運用面)

- ・各市場の連動性の高まりへの対応(ヘッジファンドの採用等)
- ・ホームカントリーバイアスの是正、グローバル一体化投資
- ・その他

8. 我が国の企業年金の沿革と今後の展開



年金数理人(アクチュアリー) の取り組み

9. 年金数理と年金数理人(1)

年金数理人制度

事前積立を原則とする厚生年金基金、国民年金基金および確定給付企業年金の財政が適正な年金数理に基づいて運営されることを確保し、これにより加入員等の受給権を保護することを目的とする。

厚生年金保険法(抄)

(年金数理)

第130条の3 基金は、適正な年金数理にもとづいてその業務を行わなければならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認等)

第176条の2 この法律に基づき基金(第111条第1項若しくは第143条第4項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第142条第2項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員を含む。)又は連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次項に規定する年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

2 年金数理人は、前項に規定する確認を適確に行うため必要な知識経験を有することその他の厚生労働省令で定める要件に適合する者とする。

社団法人 年金数理人会の活動(2)

公益法人(社団法人)としての使命

定款

(目的)

第3条 本会は、厚生年金保険法第176条の2第2項に規定する年金数理人(以下「年金数理人」という。)の使命及び職責に鑑み、その資質の向上及び品位の保持並びに年金数理業務の改善進歩を図り、厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金の財政の健全性の維持向上に資するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 倫理規範を定め、会員の倫理の保持昂揚を図ること。
- (2) 年金数理業務遂行のため必要となる実務基準を制定すること。
- (3) 国内及び国外の年金数理について調査研究を行うこと。
- (4) 年金数理に関する研修を行うこと。
- (5) 年金数理に関する啓発のための事業を行うこと。
- (6) 年金数理人名簿に関する資料を管理すること。
- (7) 会報、広報誌その他刊行物を発行、出版すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

日本年金数理人会20年の歩み(3)

20年の歩み

1986年 4月	厚生年金基金連合会 「企業年金における年金数理のあり方についての研究会」報告
1988年 5月	年金数理人が法制化
1988年 9月	年金数理人制度施行
1989年 4月	日本年金数理人会設立
1995年 8月	実務基準第1号を制定
1998年 5月	社団法人日本年金数理人会の設立
2002年 4月	大学院での年金数理講座開設
2003年 3月	能力判定試験の実施
2005年 8月	第1回「企業年金研究賞」論文募集
2008年 1月	能力判定試験による年金数理人の知識要件の一部認定開始
2009年10月	創立20周年記念事業実施

<会員数>

	1989年4月	2010年9月
正会員	108 名	489 名
準会員	50 名	101 名
合計	158 名	590 名

最近の主な提言・研究報告(4)

表題	委員会名	概要
確定給付型企业年金制度の一層の 充実・発展に向けて (2007年1月)	年金数理人会の提言	<ul style="list-style-type: none"> ● ①確実な給付に向けての積立, ②制度設計, ③税制, ④制度運営 における年金数理人の確保と役割の拡大の4つのテーマにつき 提言 ● ④のテーマについては、DBに対する指定年金数理人制度の導入, DBの規約認可等への関与, 年金数理人の確保につき提言
我が国におけるハイブリッド型企业 年金の拡充について (2009年4月)	ハイブリッドプラン検討 特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業年金制度の長期的な安定の運営のために運営リスクの労使 分担が主要課題としてつぎの3つのプランを提言 ● ①ベンチマーク連動型(BR)制度, ②確定給付企業年金法(DB) と確定拠出年金法(DC)の一体化運営, ③確定拠出年金制度の 拡充
企業年金の長期的財政運営について —資産運用市場の変容と リスク管理の高度化— (2009年4月)	運用環境激変下の財政運営 に関する研究会	<ul style="list-style-type: none"> ● 乱高下するとともに相関の強まる資産運用環境にもっとも適した 財政運営が必要 ● 国債の利回りを考慮して予定利率を決めるという市場整合的な 財政運営を提言

※ 上記の他、退職給付会計の改正に対する意見表明あり

(参考2) OECD(経済協力開発機構)

職域年金規制の中核原則に関するOECDの勧告

2009年6月5日のOECD理事会にて承認

アクチュアリー

- | | |
|-----|--|
| 6.7 | 年金基金を通じて資金供給を受ける全ての給付建て制度のために、適切な主体ないし当局がアクチュアリーを指名しなければならない。アクチュアリーは、専門的ないし法的任務遂行中に、基金が適切な法令要件を遵守しないか、しそうでないことに気づいた場合は直ちに、一般的な監督の枠組に応じて、統治主体に、統治主体が適切な救済措置をとらない場合は監督当局または他の該当人物に、遅滞なく通知しなければならない。 |
|-----|--|

10. 日本アクチュアリー会とIAA(国際アクチュアリー会) (1)

～日本アクチュアリー会～

日本アクチュアリー会は、1899年(明治32年)に創立され、100周年を迎えた伝統のある団体。

現在は、社団法人の法人格を有し、アクチュアリー学の研究調査、アクチュアリー教育・育成、資格試験の実施、海外のアクチュアリー団体との交流など幅広い活動を行っている。

日本アクチュアリー会では、常に会員相互でレベルの向上に努めるために、会員が教育を受けたり研鑽を積む機会を豊富に準備している。また、各種研究会では、保険・年金等に係わる研究会が活発に行われ、その研究成果が広く公表されている。

(平成22年3月31日)

名誉会員	正会員	準会員	研究会員	合計
5名	1,257名	968名	1,998名	4,228名

IAA ホームページアドレス <http://www.actuaries.jp/>

日本アクチュアリー会とIAA(国際アクチュアリー会) (2)

～国際アクチュアリー会～

IAAは、世界各国のアクチュアリー会および個人のアクチュアリー会を会員とする、国際的な専門職団体・教育調査機関

(目的)

- 世界のアクチュアリー会および個人のアクチュアリー会の役割を広げ、その評価と認識の向上を図ること。
- 世界中のアクチュアリー会およびアクチュアリーが高い水準の専門性を保つように努め、確実に公共の利益が満たされるようにすること。
- アクチュアリアルサイエンスの知識体系とその応用の発展を図ること、等。

保険会計、保険監督、年金・従業員給付、社会保障、教育など多くの委員会

2009年9月末現在の会員数

- 正会員 62団体(人数ベースで約8万人) 準会員 23団体
- 日本からIAA正会員は、日本アクチュアリー会および日本年金数理人会の2団体

IAA ホームページアドレス <http://www.actuaries.org/>

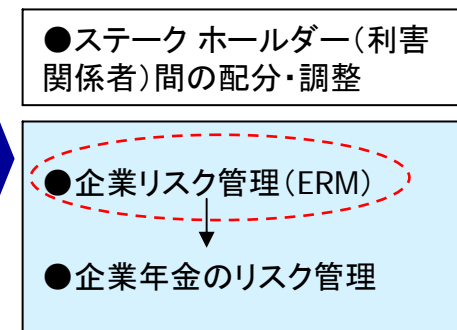
11. アクチュアリー(年金数理人)の今後の新たな活躍 ～ERM～

- アクチュアリーは、確率・統計などの手法を用いて不確実な事象(=リスク)を取り扱う数理のプロフェッショナル。
- その活動分野は伝統的な保険・年金分野を超えて、ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)にも広がりにつつある。
- CERA資格 (Chartered Enterprise Risk Actuary)

(参考3) ERMと企業年金の運営

(母体企業)

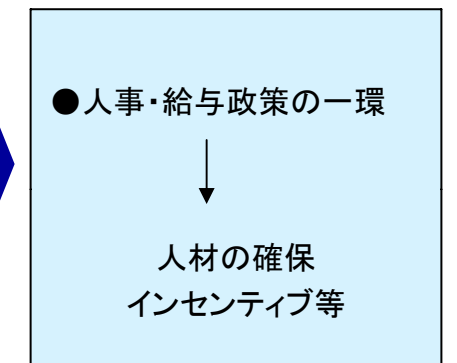
資産	負債	債権者
	資本	株主
年金資産	年金(退職金)債務	従業員受給者



年金制度会計 (キャッシュフローベース)	企業会計 (費用ベース)	年金給付 〔数理債務、退職給付債務(PBO)〕
掛金 〔標準掛金、特別掛金〕	費用 〔勤務費用、数理上の差異償却費用〕	
予定利息	利息費用	

年金ALM(資産・負債管理)

- 費用の測定方法
 - 予定利息(費用)の設定基準
 - 積立不足の認識・償却方法
-
- 年金資産の運用



企業年金ガバナンス(統治)

ご清聴ありがとうございました。